

利益相反管理方針

1 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、玉山銀行東京及び福岡支店（以下、日本拠点または単に当支店といいます。）においても、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当支店は、銀行法上の外国銀行支店ですが、同法に基づきかかる利益相反のおそれのある取引の管理実施および方針の策定を求められておりますので、ここに利益相反管理方針（以下、「本方針」）を策定し、公表いたします。

2 利益相反のおそれのある取引

(1) 対象取引

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引を「対象取引」とします。

「利益相反」とは、①当支店、玉山商業銀行股份有限公司（当支店を除き、以下、「当行」といいます。）または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等とお客さまとの間で利益が相反する状況、並びに②当支店、当行または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で利益が相反する状況をいいます。

「当行の親金融機関等」とは、玉山金融控股股份有限公司、玉山総合証券股份有限公司、玉山ベンチャーキャピタル股份有限公司及び玉山証券投資コンサルタント股份有限公司を指します。

「当行の子金融機関等」としては、金財通ビジネス・テクノロジー・サービス股份有限公司、玉山銀行（中国）有限公司、ユニオン・コマーシャル・バンク（カンボジア）、URE Land Holding Co., Ltd.及び全盈支付金融科技（股）有限公司が含まれます。

「お客さま」とは、当支店、当行、当行の子金融機関等の行う銀行関連業務に関して、①既取引関係のあるお客さま、または②取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。ただし、国内業務（当支店が日本国内において行う業務をいいます。）と関連性が認められないお客さまを除きます。

「銀行関連業務」とは、銀行が営むことができる業務をいいます。具体的には、固有業務（預金・融資・為替取引）（銀行法10条1項）のほか、付随業務（同条2項）など、およそ銀行が営むことができる業務が含まれます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

対象取引の類型としては、例えば以下のようなものが考えられます。ただし、これらの類型は、対象取引の有無の判断基準であり、これらに該当することのみを以って直ちに対象取引となるわけではないことに留意する必要があります。

- ① お客さまの利益を犠牲にし、当支店、当行、当行の親金融機関等若しくは子金融機関等の利益を護持、あるいは損失を回避する取引
- ② 当支店、当行、当行の親金融機関等若しくは子金融機関等の利益のために、お客さまの個人情報等を不当に使用する取引
- ③ お客さま向けに提供するサービスがお客さま自身の利益からかけ離れている取引
- ④ お客さまに対するサービスについて、そのお客さまとは異なるお客さまの利害を重視する動機を当支店、当行、当行の親金融機関等若しくは子金融機関等が有している取引
- ⑤ その他のお客さまに悪影響をきたす取引

なお、当支店は、利益相反に該当するか否かの判断において、当支店および当行グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。また、銀行法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は、当然に行ってはならないものであり、対象取引に当たるかどうか判断する前提を欠きますので、本方針の対象となっていません。

3 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当支店は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に挙げる方法を適切に組み合わせること等によりお客さまの保護を適正に確保します（次に挙げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限りません。）。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引の一方または双方の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客さまとの取引の一方を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法（ただし、当行または当行の親金融機関等若しくは子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

その他、当支店は、お客さまの利益を保護するため、利益相反の取引がもたらす弊害を防止し、同時に関連する業務情報を適切に管理し、業務の進展状況を直ちに把握するため、日本の銀行法その他の関連法規に従います。

4 利益相反管理体制

当支店において利益相反取引に関する事項を一元的に管理する責任者は、日本拠点の各コンプライアンスオフィサーとします。

コンプライアンスオフィサーは、営業部門からの独立性を保障され、具体的な案件の処理について営業部門からの指揮命令を受けることはありません。コンプライアンスオフィサーは、具体的な案件の処理について報告すべき事項を、支店長および本店コンプライアンス部門へ直接かつ同時に報告します。

以上